

第三者評価結果報告書

総 括	
対象事業所名	多摩保育園
経営主体(法人等)	社会福祉法人多摩福社会
対象サービス	保育所
事業所住所等	〒211-0002 川崎市中原区上丸子山王町2-1337
設立年月日	昭和26年9月7日
評価実施期間	平成25年5月 ～25年11月
公表年月	平成26年1月
評価機関名	ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部
評価項目	川崎市評価基準
総合評価（優れている点、独自に取り組んでいる点、改善すべき事項等）	
＜施設の概要・特徴＞ 【概要・立地】 ・社会福祉法人多摩福社会多摩保育園は、JR南武線向河原駅から徒歩10分の多摩川沿いの住宅地に立地しています。昭和26年設立、昭和47年3月に認可保育園となり、今年で62年の歴史を有する保育園です。子どもたちがかけっこやドッジボールができる、大型遊具が設置された園庭があり、また、屋上園庭からは多摩川の河川敷や川を横切るJR横須賀線の電車を見渡せます。 ・園児定員150名（0～5歳児 平成25年4月現在在籍159名）の大規模園であり、19：00までの延長保育、平日8:30～18:00までの一時保育も行っています。 【特徴】 ・入園希望の保護者には入園前に必ず園見学をお願いし、「見学者用パンフレット」を配付して、園長や担当職員が1家庭ずつ、園の保育方針、設備、その他園生活やサービス内容について詳細に説明し、園の子どもたちが活動している様子も見学してもらい、質問に答えています。 ＜特によいと思う点＞ 1. 子どもの体験を豊かにする行事 ・餅つき、節分、ひな祭り、七夕、クリスマス会や、日枝神社の流鏑馬見物、地域の祭りの神輿が園庭を訪れてくれるなどの活動を通して、子どもたちは様々な行事の由来を聞いたり伝統文化を体験し、季節の移り変わりや生活への関心を広げています。幼児クラスでは芋ほり行事で収穫したサツマイモを園庭で焼き、皆でブルーシートに座っておしゃべりをしながら楽しく食べています。 2. 地域団体と協働で行う子育て支援 ・長年の地域との交流の中で、園の専門性を活かした地域の子育て支援を行っています。丸子地区の子育て支援推進委員会からの依頼で子育てサロン「あゆみ」に年4回（1回4名）職員を派遣し、親子で楽しく遊べる手遊びや紙芝居などを行うほか、園情報も提供し、園見学や子育て相談に繋がっています。 ・「中原区子育てネットワーク会議」に参画して、入園前の子どもを持つ保護者と一緒に各種の情報を掲載した「子ネット通信」を発行したり、地域ニーズの把握に努めています。 3. 全職員で理念・方針・保育内容を共有する法人研修での学び ・設置法人多摩福社会主催の職員合同研修会では、運営方針の理解と認識、子どもの年齢別保育の	

あり方とその内容、職員が持つべき必要な知識など保育全般について研修を行い、全職員が参加しています。この研修で、指導計画や成長記録の書き方も共有し、統一理念のもと、保育にあたっています。

＜さらなる改善が望まれる点＞

1. 利用者が意見等を述べやすい体制と仕組み作り

・現在、要望・苦情対応については、苦情受付担当者・苦情解決の仕組みの説明掲示や意見箱の設置がなく、第三者委員もいません。保護者に選任した第三者委員を紹介したり、苦情担当窓口や申し出方法を周知し、収集した苦情・要望を記録して職員と解決策を話し合い、サービスの質の向上に活かすことが期待されます。

2. 実践的な課題・計画策定への取り組み

・園として実践的な課題・計画策定については、園長が課題として把握したことについて、主任及び各リーダー会議で改善処理されていますが、改善に取り組むための中長期計画および事業計画が明確には策定されていません。改善すべき課題解決を計画的に実施するための中長期計画および年度事業計画を策定し、園内で職員を含めて組織的・計画的に改善を図ることが期待されます。

評価領域ごとの特記事項

1.人権の尊重	・職員は日常の保育の中で一人ひとりの特性やペースを把握し、おだやかな態度でゆっくりと話かけて要求を聞き取り、子どもへの理解と意志の尊重に努めています。せかすような言葉や制止の言葉は使っていません。 ・性差については、遊びの中でも子どもたちが男女の先入観や固定観念を持たずに、自由に選べるよう配慮しています。 ・職員は虐待防止マニュアルに基づき研修を受け、登園時の親子の様子や子どもの着替え時に身体を観察を行って、虐待予兆の早期の発見に努めています。 ・個人情報の取り扱いについて規定された多摩福祉会職員心得があり、職員は入職時や法人研修で子どもや保護者のプライバシー保護を学び、周知徹底を図っています。 ・子ども同士のトラブルや排泄を失敗したときなどは、他の子に知られないようにそっと行うなど、自尊心や羞恥心に配慮した対応をしています。
2.意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供	・保護者からの意見や要望、満足度の把握は、園の行事後のアンケートや年2回開催のクラス懇談会、個人面談で行っています。 ・日常の保護者からの意見・苦情については、受けた職員がクラスノートに記載し、クラス会議・リーダー会議・職員会議でクレーム内容を分析し、全職員が周知しています。 ・意見箱の設置や第三者委員の選出がされていないので、それらを検討し、さらに苦情解決の仕組みの明示や保護者への周知が期待されます。 ・基本的な生活習慣が身に付くように、「自分でやる」気持ちを大切に見守りながら、自立に向けた支援を行っています。衣服や靴の着脱、トイレを使用する際の排泄など、年齢や一人ひとりの発達に応じて支援しています。個人の持ち物や道具にはマークの付いた箱などを用意し、片づけやすくしています。 ・散歩に出かける時は、歩道の歩き方や横断歩道の渡り方、歩行者や自転車に注意することなど、声掛けしながら教えています。 ・障がい児には個別指導計画を作成し、障害特性を全職員が知り、遊びや他の子との交流を支援しています。 ・月一度の誕生会や、行事食、バイキングでは自主献立で、テーブルをレストラン風に飾りつけ、季節感を盛り込んだ見た目も食欲をそそる食事を提供しています。

	・長時間保育では、職員も一緒に遊びに参加して、落ち着いた時間を過ごせるように特に配慮しています。職員の膝で甘えたい子やごろごろしたい子にも寄り添っておだやかに過ごしています。
3.サービスマネジメントシステムの確立	・入園希望者全員に園に来てもらい、園の保育環境。設備その他子どもの園生活について詳細に説明しています。 ・子どもの心身の状況や生活状況等を、園の統一した書式で把握し、個別ファイルを作成しています。 ・年間・月間指導計画、個別指導計画(3歳未満児)、週案を作成し、指導計画に「実施結果及び反省」、日誌に「評価反省」欄を設けて担任が振り返り、次期の計画に反映しています。指導計画は主任・園長に提出し、個別対応の必要事項は保護者にも伝えています。子どもの意向や状況によっては随時見直しています。障がい児等の指導計画には、専門機関(療育センター等)の意見も取り入れています。 ・各種マニュアルがあり、更に法人職員合同研修会資料(運営方針の理解と認識ほか、標準的实施方法を記載)を全職員に配付して、サービスの基本事項や手順などの標準的实施方法を周知しています。 ・園務分掌の中で、園長を総括リーダーとして防災・保健安全グループを置き、リスクの種類別に責任と役割を明確にし、子どもの安全とそのための管理体制を整備しています。 ・地震災害に備え、園舎内家具に耐震滑り止めや、棚等が開かないような対策を講じ、食料・薬品・ラジオ・拡声器などの震災用備蓄一覧を作成し、管理しています。 ・合同研修で他園の事故事例について全職員で検証し、再発防止に努めています。また、指導員による救命救急法や法人園長によるダイアップやエビペンの使い方の研修を行っています。
4.地域との交流・連携	・園の行事の開催時には町会の掲示板にポスターを掲示し、近隣の住民や見学者に向けて参加の呼びかけを行っています。 ・川崎市保育会のポスターや「子ネット通信」にも園の案内を掲載し、関係者が容易に情報を入手できるようにしています。 ・保育相談を実施しており、園の入り口のフェンスに案内板を掲げています。入園希望の見学者も多く、見学の折に相談を受けるケースが多くみられます。 ・子ども110番や、園庭を開放して地域のお祭りの休憩所の提供も行っています。 ・ボランティア受け入れに当たっては、「実習生・ボランティア対応マニュアル」を整備し、受け入れの方針、基本的な考え方を示し、担当窓口を決めて受け入れています。 ・丸子地区子育て支援推進委員会の子育てサロン「あゆみ」へ、職員の派遣を年4回(1回4名派遣)行い、園が有する専門性を地域に提供しています。 ・「中原区子育てネットワーク会議」に参画して、入園前の子どもを持つ保護者と、各園の情報を掲載した「子ネット通信」を発行し、地域の福祉ニーズの把握につとめています。
5.運営上の透明性の確保と継続性	・4月開催の法人合同研修会において、運営方針や基本理念実現のための、0歳児から5歳児までの保育の目的、年齢別子どもたちの捉え方、職員に必要な知識を理事長が研修会資料に記載して、職員研修を行っています。更にその内容を4月クラス懇談会で保護者に説明し、理解を得ています。 ・課題や問題点を順次解決してゆくための中長期計画は作成されていません。理事長・園長段階では課題や問題点は常に把握し、毎年度初めの法人合同研修会で、それらの改善策を今年度の目標として職員に明示しています。

	・園長は保育サービスの現状について、職員の行動、子どもたちの様子などから、日々評価分析を行っています。 ・職員の意見は、職員会議の他リーダー会議などの場で、意見の収集に努めています。 ・園長が把握した課題の要改善点は、主任を含めたリーダー会議で、改善のための具体的な取組を指示しています。 ・園長は上記のリーダー会議を、サービスの質の向上を図るための園内組織と位置付け、自らその会議に積極的に関与しています。 ・中長期計画は策定されていません。園長が把握した園の課題を反映した中長期計画および事業計画を策定し、職員を含めて組織的に検討し、改善を図ることが期待されます。
6.職員の資質向上の促進	・園内研修では主任が新入職員研修を行い、また、毎年度初めの法人合同研修の中で、全職員に向けて児童虐待防止、園児及び保護者と関わる折に保育者として心がけることとして、個別研修計画も作成し、あるべき保育者像を指導しています。 ・人事管理面では毎年1月に全職員から次年度に向けて今年度を振り返ってのレポートを提出してもらい、2月に個人面接を行い、同時にチャレンジ目標も決めています。 ・受け入れマニュアルが整備され、受入れ、事前説明、オリエンテーションなどは主任が対応しています。年間30名程度を受け入れています。 ・受け入れに当たっては、学校側からの依頼書に基づき責任体制は明確になっており、学校側の実習プログラムを尊重して対応しています。 ・川崎市保育会・神奈川県福利協会の福利厚生制度があり、職員研修や宿泊、職員厚生などを利用できます。職員の悩みごとの相談窓口としての専門家やカウンセラーを紹介する体制が整っています。

〔川崎市福祉サービス第三者評価結果報告様式〕
(認可保育所版)

対象事業所名（定員）	多摩保育園（１５０人）
経営主体（法人等）	社会福祉法人 多摩福祉会
対象サービス	保育所
事業所住所	〒211-0002 川崎市中原区上丸子山王町2-1337
事業所連絡先	044-411-1122
評価実施期間	平成25年5月～平成25年11月
評価機関名	ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部

評価実施シート (管理者層合議用)	評価実施期間 平成25年6月8日～平成25年7月7日
	(評価方法) ・園長と主任2名で作成した。
評価実施シート (職員用)	評価実施期間 平成25年6月8日～平成25年7月7日
	(評価方法) ・管理者層を除く全職員が個別に評価項目に従って記載し、無記名・密封の状態で評価機関が持ち帰った。
利用者調査	配付日) 平成25年6月24日 ----- 回収日) 平成25年7月8日
	(実施方法) ・全園児の保護者に、アンケート用紙と返信用封筒を園から渡して、園に回収箱を備え、無記名・密封の状態で回収した。
評価調査者による 訪問調査	評価実施期間（実施日）／平成25年9月9日・13日
	(調査方法) ・1日目には評価調査員及び事務局の3名が、2日目は調査員2名が園を訪問し、現場観察、書類確認、面接ヒアリング（園長、職員2名）および子どもの観察を行った。

[総合評価]

<施設の概要・特徴>

【概要・立地】

・社会福祉法人多摩福祉会多摩保育園は、JR南武線向河原駅から徒歩10分の多摩川沿いの住宅地に立地しています。昭和26年設立、昭和47年3月に認可保育園となった、今年で62年の歴史を有する保育園です。子どもたちがかけっこやドッジボールができる、大型遊具が設置された園庭があり、また、屋上園庭からは多摩川の河川敷や川を横切るJR横須賀線の電車を見渡せます。19:00までの延長保育、平日8:30～18:00までの一時保育も行っています。

【特徴】

・入園希望の保護者には入園前に必ず園見学をお願いし、「見学者用パンフレット」を配付して、園長や担当職員が1家庭ずつ、園の保育方針、設備、その他園生活やサービス内容について詳細に説明し、園の子どもたちが活動している様子も見学してもらい、質問に答えています。

[全体の評価講評]

<特によいと思う点>

1. 子どもの体験を豊かにする行事

・餅つき、節分、ひな祭り、七夕、クリスマス会や、日枝神社の流鏝馬見物、地域の祭りの神輿が園庭を訪れてくれるなどの活動を通して、子どもたちは様々な行事の由来を聞いたり伝統文化を体験し、季節の移り変わりや生活への関心を広げています。幼児クラスでは芋ほり行事で収穫したサツマイモを園庭で焼き、皆でブルーシートに座っておしゃべりをしながら楽しく食べています。

2. 地域団体と協働で行う子育て支援

・長年の地域との交流の中で、園の専門性を活かした地域の子育て支援を行っています。丸子地区の子育て支援推進委員会からの依頼で子育てサロン「あゆみ」に年4回（1回4名）職員を派遣し、親子で楽しく遊べる手遊びや紙芝居などを行うほか、園情報も提供し、園見学や子育て相談に繋がっています。
・「中原区子育てネットワーク会議」に参画して、入園前の子どもを持つ保護者と一緒に各種の情報を掲載した「子ネット通信」を発行したり、地域ニーズの把握に努めています。

3. 全職員で理念・方針・保育内容を共有する法人研修での学び

・設置法人多摩福祉会主催の職員合同研修会では、運営方針の理解と認識、子どもの年齢別保育のあり方とその内容、職員が持つべき必要な知識など保育全般について研修を行い、全職員が参加しています。この研修で、指導計画や成長記録の書き方も共有し、統一理念のもと、保育にあたっています。

<さらなる改善が望まれる点>

1. 利用者が意見等を述べやすい体制と仕組み作り

・現在、要望・苦情対応については、苦情受付担当者・苦情解決の仕組みの説明掲示や意見箱の設置がなく、第三者委員もいません。保護者に第三者委員を選任して紹介したり、苦情担当窓口や申し出方法を周知し、収集した苦情・要望を記録して職員と解決策を話し合い、サービスの質の向上に活かすことが期待されます。

2. 実践的な課題・計画策定への取り組み

・園として実践的な課題・計画策定については、園長が課題として把握したことについて、主任及び各リーダー会議で改善処理されていますが、改善に取り組むための中長期計画および事業計画が明確には策定されていません。改善すべき課題解決を計画的に実施するための中長期計画および年度事業計画を策定し、園内で職員を含めて組織的・計画的に改善を図ることが期待されます。

＜サービス実施に関する項目＞

共通評価領域 1 サービスマネジメントシステムの確立
＜特に良いと思われる点＞ ・入園希望者には、単なるパンフレット説明ではなく、希望者全員に園に来てもらい、園の保育方針、環境設備その他子どもの園生活について詳細に説明しています。 ・保護者に配付する入園のしおりは保護者に理解しやすいように、子どもの持ち物はじめ園生活に必要な事柄を平易に記載しています。
・サービス提供の標準的な実施方法について各種マニュアルが用意されています。 ・サービス提供に関する職員研修を、社会福祉法人多摩福祉会として法人傘下3保育園の全職員を対象に年3回行い、サービス提供に携わる職員が持つべき必須事項（運営方針の理解・保育士の持つべき心得・年齢別保育のあり方など）を、詳細な研修資料としてまとめ、配付しています。

評価分類 （１）サービスの開始・終了時の対応が適切に行われている。	A
・入園を決める前に、入園希望者全員に園見学に来てもらい、一家庭ずつに保育の内容などを丁寧に説明し、入園を決めてもらうように対応しています。 ・説明は園内で行い、入園のしおりは保護者が理解しやすいように、子どもの持ち物はじめ園生活に必要な事項を記載しています。 ・新入園児などには子どもに不安を感じさせないために、近くにいて声掛けを多くしたり、家庭で慣れ親しんだタオルなどの持ち込みも認めています。 ・幼保小連携会議に出席して、小学校情報を保護者に伝えています。 ・上丸子小学校の文化祭で年長児がダンスを披露したり、年長児の小学校訪問では5年生が学校案内をしてくれるなど、小学校入学へのスムーズな移行に配慮しています。	
評価項目	実施の可否
① 保護者等（利用希望者を含む）に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	☐
② サービスの開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている。	☐
③ サービス利用開始後に、子どもの不安やストレスが軽減されるような支援を行っている。	☐
④ 就学がスムーズに行われるよう、保育の方法や保護者とのかわりに配慮されている。	☐

評価分類 （２）手順を定め、その手順に従ったアセスメントを行い、サービス実施計画を策定している。	A
・子どもの心身の状況や生活状況等を、園の統一した書式で把握し、記録しています。 ・年齢別年間指導計画は職員会議で年度末に、月間指導計画、週案はクラス内で毎月・週末に評価反省とともに見直して作成し、必要事項は次月に反映させています。これらは主任・園長まで組織的にチェックする仕組みになっています。 ・個別指導計画(3歳未満児)に、子ども一人ひとりのニーズを把握して記録しています。 ・障がい児や要配慮児への保育対応について、中央療育センター等の専門アドバイスも受け入れて指導計画を作成しています。	

評価項目		実施の可否
①	手順を定め、その手順に従ってアセスメントを行っている。	○
②	指導計画を適正に策定している。	○
③	状況に応じてサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	○

評価分類 (3) サービス実施の記録が適切に行われている。		A
・個別指導計画・月間指導計画の評価・反省欄の記載から実施状況が確認できます。 ・記録作成は、多摩福祉会の研修時に指導し、各園では各園長・リーダーがクラス職員を指導しています。記録責任者は各クラスリーダーとしています。 ・川崎市の指導もあり、記録の保管期限は5年間と定めています。 ・記録の管理は個人情報保護及び開示の観点から、職員に指導・研修を行っています。 ・家族から指導計画の開示要求があった場合は、川崎市情報公開条例に従って対応することとしています。 ・個人情報の取り扱いについては、設置法人研修で全職員に周知しています。 ・園児受入れ時の情報は伝達ノートに記録し、朝礼や伝達ノートで各クラス担当に連絡しています。 ・早番職員から遅番職員への連絡は伝達ノートに記録して必要事項を保護者へ伝え、伝え忘れてしまったことが判明した場合にはその日のうちに電話連絡をしています。 ・職員会議で子どもについてのケース報告を行い、全職員が周知し、共通の意識で取り組んでいます。		
評価項目		実施の可否
①	子どもに関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	○
②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	○
③	子どもの状況等に関する情報を職員間で共有している。	○

評価分類 (4) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		A
・各種マニュアルがあり、更に法人職員合同研修会資料（運営方針の理解と認識ほか、標準的な実施方法を記載）を全職員に配付しているので、全職員はサービスの基本事項や手順などの標準的な実施方法を周知しています。 ・新人研修は、法人合同研修の他に、加盟している財団法人川崎市保育会においても実施しています。 ・全職員が、法人職員合同研修会で書類の記載方法、子どもや保護者のプライバシーを守るための具体例等を学んでいます。指導計画に評価反省欄を設け、保育の実施内容を検証する仕組みがあります。職員が作成する全ての記録は園長が最終確認しており、その段階で実施方法が確認されています。 ・業務遂行上、気づきや見直しが必要と思われる事項に関して、職員会議や園長が確認の上、主任を中心に各リーダー、職員との打ち合わせにより見直しをしています。		
評価項目		実施の可否
①	提供するサービスについて、標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	○
②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	○

評価分類		A
(5) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
・園務分掌の中で、園長を総括リーダーとして防災・保健安全グループを置き、緊急時の安全確保、および日常保育面でのリスクの種類別に責任と役割を明確にし、子どもの安全とそのための管理体制を整備しています。 ・毎月避難訓練を計画に従って実施し、終了後安全確保に関する検討を行っています。 ・地震災害に備え、園舎内家具に耐震滑り止めや、棚等が開かないような対策を講じています。 ・防災グループを中心に職員の役割や災害に備えた安否確認方法を決め、全職員に周知しています。 ・食料・薬品・ラジオ・拡声器などの震災用備蓄一覧を作成し、管理しています。 ・子どものケガ防止のため、階段への落下転倒防止ドアの設置、流し台やロッカーの角にカバーの設置、落下物の安全対応などを実施しています。 ・「川崎市保育所震災対応マニュアル」「保育施設のための防災ハンドブック」などを参照して未然防止策を検討しています。不審者対応訓練も実施しています。		
評価項目		実施の可否
①	緊急時（事故、感染症の発生時など）における子どもの安全確保のための体制が整備されている。	○
②	災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	○
③	子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	○

＜サービス実施に関する項目＞

共通評価領域 2 人権の尊重	
＜特に良いと思われる点＞ 職員は日常の保育の中で子ども一人ひとりの特性やペースを把握し、おだやかな態度でゆっくりと話しかけて要求を聞き取り、子どもへの理解と意志の尊重に努めています。せかすような言葉や制止の言葉は使っていません。運営理念、基本方針の中に子どもを尊重したサービスの実施が明示されており、子どもにとっての最善の利益を考えながら、子ども主体の保育に取り組んでいます。	
職員は虐待防止マニュアルに基づき研修を受け、登園時の親子の様子や子どもの着替え時に身体を観察を行って、虐待予兆の早期の発見に努めています。虐待が疑われる場合は、経過観察をしたうえで川崎市こども支援部こども福祉課や、中原区保健福祉センター児童家庭支援課に繋げています。また、職員は、子どもの気持ちを傷つけるような威圧的な態度や否定の言葉、放任などが行われていないかを研修などで指導を受け、相互に振り返りを行っています。	

評価分類 (1) サービスの実施にあたり、利用者の権利を守り、個人の意思を尊重している。		A
- 職員は子ども一人ひとりの特性やペースを把握し、おだやかな態度でゆっくりと話しかけて要求を聞き取り、子どもへの理解と尊重に努めています。 - 性差については、遊びの中でも子どもたちが性差への先入観や固定観念を持たずに、自由に選べるよう配慮しています。 - 子どもに職員の提案を拒否するような言動があった場合は、子どもの気持ちを受容して、柔軟な対応をする体制は整えています。 - 職員は多摩福祉会法人合同研修で子どもの尊重や、基本的人権、年齢ごとの発達過程について学び、発達の状況に応じたきめ細やかな保育に努めています。 - 職員は虐待防止マニュアルに基づき研修を受け、登園時の親子の様子や子どもの着替え時に身体を観察を行って、虐待の早期発見に努めています。		
評価項目		実施の可否
①	日常の保育にあたっては、個人の意思を尊重している。	○
②	子どもを尊重したサービス提供について共通の理解を持つための取組を行っている。	○
③	虐待の防止・早期発見のための取組を行っている。	○

評価分類		A
(2) 利用者のプライバシー保護を徹底している。		
・個人情報保護マニュアルを整備し、職員は入職時や年度当初の法人職員合同研修で、子どもや保護者のプライバシー保護について周知しています。 ・子どもや保護者の情報を外部とやり取りする必要がある場合は、その都度保護者に説明し、同意を得ています。ホームページなどへの写真の掲載についても同意を得た上で行っています。 ・日常の支援の中で、職員は子どもの気持ちに配慮した支援を行い、信頼関係の構築に努めています。常におだやかな態度とわかりやすい言葉かけに努めています。 ・子ども同士のトラブルで暴言を吐いたり、暴力をふるってしまった子は、一人になれる場所に連れ出し「なぜいけなかったか」を冷静に説明しています。お漏らしをしたときも、他の子に知られないようにそっと行うなど、自尊心や羞恥心に配慮した対応をしています。		
評価項目		実施の可否
①	子どもや保護者に関する情報（事項）を外部とやりとりする必要がある場合には、利用者の同意を得るようにしている。	○
②	利用者の気持ちに配慮した支援を行っている。	○

＜サービス実施に関する項目＞

共通評価領域
3 意向の尊重と自律生活への支援に向けたサービス提供
＜特によいと思う点＞
・園に消防車に来てもらって説明を聞いたり、日枝神社の流鏝馬見物、地域の祭りの神輿が園庭まで入ってきてくれるなど、子どもの社会体験が広がる工夫をしています。
＜さらなる改善が望まれる点＞
・現時点では保護者が意見を投函するご意見箱の設置がなく、第三者委員もいません。また、園内には第三者委員及び園内苦情受付担当者氏名や園での苦情解決の仕組みの説明掲示もありません。 ・社会福祉法人として過去の苦情3点は研修時に職員に伝えていますが、苦情体制の仕組みを見直し、日常的な苦情・要望の記録、職員への周知、解決の経過フィードバック、記録の綴り込保管が期待されます。

評価分類	(1) 利用者の意向の集約・分析とサービス向上への活用に取り組んでいる。	A
・行事ごとにアンケートを実施して、保護者の満足度の把握に努めています。 ・クラス別懇談会を4月・9月に開催し、園への要望や意見を聴いています。 ・保育参加（全員出席、毎年1月末～2月末実施）後に個人面談を行い、保護者の意見・要望を聴いています。 ・毎月父母の会役員会（30名出席）に園長・主任が出席し、父母の会役員から園への満足度に関する意見を聴いています。 ・日常の保護者からの意見・苦情については、対応した職員がクラスノートに記載し、クラス会議・リーダー会議・職員会議によりクレーム内容を分析し、全職員が周知しています。 ・行事ごとのアンケートは園長・主任が担当し、分析・検討をしています。 ・利用者参加の検討会議は、父母の会役員会で行っています。		
評価項目	実施の可否	
①	利用者満足の把握に向けた仕組みを整備している。	○
②	利用者満足の向上に向けた仕組みを整備し、サービス向上に取り組んでいる。	○

評価分類 (2) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		C
・意見箱は過去に実施していましたが、何も入らなかったため現在は撤去しています。 ・第三者委員は過去にはいましたが、現在はいません。第三者委員の設置・苦情受付担当者の設置と掲示はありません。 ・保護者の相談や意見を聴く場所として事務室を利用し、発達障がい児の他の子どもたちとの関係などの相談を受けています。 ・川崎市からの苦情申し出に関するポスターを掲示していますが、園内での苦情解決方法の説明、フローチャートの掲示などはありません。 ・苦情はクラスノートに記載していますが、苦情への検討内容や対応策、家族等へのフィードバック、苦情内容及び検討結果の公表はしていません。 ・苦情・要望対応マニュアルはありません。 ・園長が常時事務所にいるので、保護者の意見等があれば、口頭で速やかに対応しています。 <コメント・提言> ・園の苦情受付について、入園のしおりの中に、園の苦情受付担当者氏名、第三者委員の氏名と連絡先、中原区こども支援室などを記載して、複数の意見や要望の申し出先を保護者に知らせることが期待されます。		
評価項目		実施の可否
①	子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備している。	●
②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	●
③	子どもからの意見等に対して迅速に対応している。	●

評価分類 (3) 子ども一人ひとりの発達の状態に応じた援助を行っている。		A
・子どもの様子は、0～2歳児は毎日の連絡帳に、幼児は1週に1度連絡ノートに記載して、家庭と情報交換しています。 ・子どもの要求に対しては、目線に合わせて子どもの気持ちの理解に努め、「待って」や「後で」と言ことなく、言い分を良く聞いてから対応しています。 ・集団遊びを取り入れ、仲間として遊べるような機会を保育の中で設けています。 ・4～5歳児のドッジボール、年齢合同での誕生日会、朝夕の合同保育の中で異年齢交流が行われています。 ・園に消防車に来てもらって説明を聞いたり、日枝神社の流鏝馬見物、地域の祭りの神輿が園庭まで入ってきてくれるなど、子どもの社会体験が広がる工夫をしています。 ・虐待や育児困難家庭等の現状や課題を把握するため、川崎市や川崎市社会福祉協議会の研修を受講し、法人職員合同研修会でも職員を指導し、虐待の早期発見や家庭支援にも対応できるようにしています。以前はネグレクト家庭があり対応していましたが今はいません。 ・障がい児には個別指導計画を作成し、障害特性を全職員が知り、遊びや他の子どもとの交流を支援しています。		
評価項目		実施の可否
①	子ども一人ひとりを受容し、その発達の過程や生活環境などの理解を深めて働きかけや援助が行われている。	○
②	様々な人間関係や友達との協同的な体験ができ、生活が豊かになるような環境が整備されている。	○
③	子どもが主体的に活動し、自分を表現し、他者の表現を受け入れる力が育つように支援している。	○
④	特別の配慮が必要な子ども（障害のある子どもを含む）の保育にあたっては、他の子どもとの生活を通して共に成長できるように援助している。	○

＜サービス実施に関する項目＞

共通評価領域 4 サービスの適切な実施	
＜特に良いと思われる点＞ 子どもが落ち着いて食事をとれるように、幼児クラスはテーブルを年齢別に分け、職員も同じテーブルに座って会話を交わし、楽しい雰囲気の中で食事ができるよう配慮しています。月一度の誕生会や、行事食、バイキングではテーブルをレストラン風に飾りつけ、自主献立で季節感を盛り込んだ見た目も食欲をそそる食事を提供しています。	
◇子どもの心身の健康維持 健康の増進のため園内では裸足保育を行っています。また、子どもたちは、園庭でかけっこやドッジボールなどで遊んでいます。幼児は園庭で、乳児は屋上で積極的に身体的な活動をするほか、室内での遊びも静と動を組み合わせるなど、保育の環境を整えて支援しています。	

評価分類 (1) 家庭と保育所の生活の連続性を意識して保育を行っている。		A
- 登園時に保護者から家庭での子どもの様子や健康状態を聞き取り、視診をしたうえで受け入れています。 0～2歳児は毎日の連絡ノートで、3～5歳児は週1回の連絡ノートで家庭や園での様子を伝えあっています。 - 基本的習慣が身に付くように、「自分でやる」気持ちを大切に見守りながら、自立に向けた支援を行っています。衣類や靴の着脱、トイレを使用しての排泄など、年齢や一人ひとりの発達に応じて支援を行っています。 - 休息の長さや時間は、子どものその日の体調や年齢別体力や運動量などを考慮して、状況に応じて対応しています。 - 子どもの成長発達の様子については「保護者自身に発見してもらう」という園の方針で、職員の口からは伝えないようにしていますが、お迎え時に通常的な園生活の様子や突発的な出来事の報告は直接伝えています。 - 保護者からの意見や要望は、年2回のクラス懇談会や個人面談、保育参加、父母の会役員会で聴取し、行事開催後のアンケートでも要望を聞き取っています。		
評価項目		実施の可否
①	登園時に家庭での子どもの様子を保護者に確認している。	○
②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるよう支援を行っている。	○
③	休息（昼寝も含む）の長さや時間帯は子どもの状況に配慮している。	○
④	お迎え時に、その日の子どもの状況を保護者一人ひとりに直接伝えている。	○

評価分類 (2) 保育時間の長い子どもが落ち着いて過ごせるような配慮をしている。		A
・園児の数が多(159人)ので、子どもが落ち着いて過ごせるよう、補食の時間帯までは乳児・幼児の部屋を分けて過ごしています。 ・幼児は好きな遊びが楽しめるよう、各クラスの間仕切りを利用して遊びのコーナーを作り、その中でも更に自由に背の低い衝立などを設けて好きなおもちゃで遊んでいます。 ・乳児や低年齢の子どもには、職員も一緒に遊びに参加して、落ち着いた時間を過ごせるように配慮しています。職員は、職員の膝で甘えたい子やごろごろしたい子にも寄り添って、子どもたちがおだやかに過ごせるように支援しています。 ・補食以降は乳児と幼児が合同で過ごし、職員が仲立ちをして一緒に遊びに参加できるように「ままごと遊び」などをしながら、子どもたちの相互に思いやる気持ちを育んでいます。		
評価項目		実施の可否
①	保育時間の長い子どもが落ち着いて過ごせるような配慮をしている。	○
②	年齢の違う子どもとも楽しく遊べるような配慮をしている。	○

評価分類 (3) 子どもが楽しく安心して食べることができる食事を提供している。		A
・子どもが落ち着いて食事をとれるように、幼児クラスはテーブルを年齢別に分けて職員も同じテーブルに座って会話を交わし、楽しい雰囲気の中で食事ができるよう配慮しています。 ・一人ひとりの食事量や好き嫌いを把握し、無理なく食事のとれるような声掛けをしています。少食の子どもには食事の量を加減しつつ、完食した喜びが得られるよう見守っています。 ・食事アレルギーのある子どもには医師の指示に基づいた除去食を提供しています。誤食防止のためトレーで提供し除去食品を明記して、提供ミスがないよう確認しています。 ・食育にも力を入れており、餅つきや、漬物・梅干し作りにも挑戦して食文化の伝承を行っています。 ・給食の家庭との連携では、毎月の園だよりに翌月一か月分の献立表を掲載するとともに、毎日の給食サンプルを玄関入口に展示し保護者に紹介しています。		
評価項目		実施の可否
①	子どもが楽しく、落ち着いて食事を取れるような雰囲気作りに配慮している。	○
②	メニューや味付けなどに工夫をしている。	○
③	子どもの体調や文化の違いに応じた食事（アレルギー対応を含む）を提供している。	○
④	保育所の食事に関する取組を保護者に対して伝える活動をしている。	○

評価分類		A
(4) 子どもが心身の健康を維持できるよう支援を行っている。		
・園庭遊び、屋上遊び、室内遊びのそれぞれの約束事を確認し、安全に遊べるように配慮しています。うがいや手洗いを励行し感染症などの予防の徹底に努めています。 ・社会的ルールとして、歩道の歩き方や横断歩道の渡り方、歩行者や自転車に注意するなど、散歩の折に注意しながら教えています。5歳児は「交通安全パレード」に参加しています。 ・健康診断を月1回、歯科健診を年1回行い、結果は園児健康診断報告書に記録し、保護者に書面で報告しています。治療を要する場合は、直接保護者に説明しています。 ・地域で感染症が発生した場合は、掲示して保護者に知らせ、予防に努めています。 ・乳幼児突然死症候群については、0～1歳児の午睡時にはそれぞれ10、15分間隔で呼吸や鼓動の確認を行い、チェック表に記入して確認しています。		
評価項目		実施の可否
①	けがや病気を防止するため、日頃から身の回りの危険について子どもに伝えている。	○
②	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それぞれの保育に反映させている。	○
③	保護者に対して感染症や乳児突然死症候群（SIDS）等に関する情報を提供し、予防に努めている。	○

＜組織マネジメントに関する項目＞

共通評価領域 5 運営上の透明性の確保と継続性
＜特に良いと思われる点＞ ・理念・基本方針は明文化され、毎年年初の法人職員合同研修会で全職員に周知し、4月開催のクラス懇談会では詳細な資料を添付して保護者に説明しています。
・園長が把握した課題は、主任を含めたリーダー会議で改善のための具体的な取組を指示しています。園長はそのリーダー会議をサービスの質の向上を図るための園内組織と位置付け、その会議に積極的に関与してその組織内に園長の考えを浸透し、全職員には朝礼時などに話し、率先して経営の効率化・環境整備に取り組んでいます。
＜さらなる改善が望まれる点＞ ・園として実践的な課題・計画策定については、園長が課題として把握したことについて、主任及び各リーダーの会合で逐次改善処理されていますが、改善のための中長期計画および事業計画が策定されていません。今後改善すべき課題を中長期計画および事業計画として把握し、園内で職員を含めて組織的に改善を図ることが期待されます。

評価分類 (1) 事業所が目指していること（理念・基本方針）を明確化・周知している。		A
・理念・保育目標は法人職員合同研修会資料及び4月・9月に開催されるクラス懇談会資料に記載し、職員・保護者に配付の上説明しています。 ・上記資料に保育の目的・年齢別保育方針・保育内容が詳細に説明されています。それらの内容は、職員の保育にあたっての具体的な行動規範になっています。 ・上記研修の中で、子どもを年齢別にどのようにとらえるか、そのために職員に必要な知識を詳述しており、これは実践的テーマでもあり、あわせて年度初めにあって職員の周知状況の確認と、毎年行うことから継続的な取組にもなっています。 ・毎月発行される父母会機関誌「WAKABA」では、保護者に必要な園の情報も紹介されています。		
評価項目		実施の可否
①	理念・基本方針を明示している。	○
②	理念・基本方針について、職員の理解が深まるような取組を行っている。	○
③	理念・基本方針について、利用者本人や家族等の理解が深まるような取組を行っている。	○

評価分類 (2) 実践的な課題・計画策定に取り組んでいる。		C
・理事長・園長段階では運営上の課題や問題点は常に把握し、毎年度初めの法人職員合同研修会で、それらの改善を含めたものを、今年度の目標として職員に明示しています。 ・課題や問題点を順次解決してゆくための中長期計画は作成されていません。また、事業計画も作成されていません。ただし、保育内容については、社会環境の変化に伴い、ニーズに合わせて研修会で職員の意識統一を図り、年間・月案・週案を立案する中で、保育内容を充実させるように努めています。 ・中長期計画およびそれを実現するための事業計画が策定されていないので、課題はそれらによっては職員や保護者に周知されていませんが、年度初めの研修会で、理事長・園長が改善すべきと考えた課題を包含した内容を職員に周知しています。		

評価項目		実施の可否
①	理念・基本方針の実現に向けた中・長期計画が策定されている。	●
②	中・長期計画を踏まえた年度単位の事業計画が策定されている。	●
③	事業計画の策定が組織的に行われている。	●
④	事業計画が職員に周知されている。	●
⑤	事業計画が保護者等に周知されている。	●

評価分類		A
(3) 管理者は自らの役割と責任を職員に対して表明し、事業所をリードしている。		
・多摩保育園管理規定に、園長の役割を明記し、園長は会議や研修においてそれを表明し、実行しています。 ・園長が把握した課題の要改善点は、園長は主任を含めたリーダー会議で、改善のための具体的な取組を指示しています。また、その取り組みは朝礼時などに説明し全職員に周知しています。 ・園長は上記のリーダー会議を、サービスの質の向上を図るための園内組織と位置付け、自らその会議に積極的に関与しています。 ・園長は法人が行う人事・財務・労務等の分析を参考に、職員の園務分掌の内容の指導により、園全体の保育サービスの質の向上に努めています。 ・業務改善への取り組みについて、全職員向けには職員会議での指導がありますが、日々の朝礼（AM8:20～8:30）でも必要に応じて伝えています。		
評価項目		実施の可否
①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	○
②	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	○
③	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	○

評価分類		C
(4) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
・定められた評価基準に基づいた自己評価は、今まで行っていません。第三者評価とそれに基づく自己評価は今回が初めてです。 ・評価に関する担当者も部署も決められてなく、今回の第三者評価の取り纏めは園長・主任が担当しています。したがって今までは評価の分析・検討も行われていません。 ・定期的な評価は行っていないので、評価結果からの取り組むべき課題もなく、改善計画も立てられていません。		
評価項目		実施の可否
①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	●
②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	●

評価分類 (5) 経営環境の変化等に適切に対応している。		C
・地域に根ざす保育園として地域の動向を把握し、中原区子育て支援センター、多摩川憩の家、あゆみ（地域の子育て支援グループ）などに3年前から、必要に応じて4～5人の職員を派遣して支援しています。 ・地域の待機児童数では0,1歳児の待機児童が多いことを、中原区園長会で情報を得ています。 ・地域では0歳児の一時保育需要が多く、当園でも対応しています。 ・それらデータは、中長期計画・事業計画が作成されていないため記載されていません。 ・サービスコストの分析、利用者の推移、利用率などは、法人として各園について本部事務職員が行っています。 ・改善に向けた取り組みは行っていますが、中長期計画未作成のため記載されていません。 ・毎年度初めの法人合同研修会において、改善すべき課題等については、今年の運営目標の中に包括的に組み込まれ、全職員に話しています。		
評価項目		実施の可否
①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	●
②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	●

＜組織マネジメントに関する項目＞

共通評価領域 6 地域との交流・連携
＜特に良いと思われる点＞ ・園の行事の開催時には町会の掲示板にポスターを掲示し、近隣の住民や見学者に向けて参加の呼びかけを行っています。川崎市保育会のポスターや「子ネット通信」にも園の案内を掲載し、地域住民が容易に園の情報を入手できるようにしています。 ・中原区は待機児童も多いことから、保健福祉センター児童家庭課と連携をとりながら「一時保育」を行っています。定員は12名で6ヶ月～5歳児までの子どもを預かり合同保育を行い、緊急の場合の受け入れを含め、ニーズに合わせた支援に取り組んでいます。 ・丸子地区の子育て支援推進委員会の子育てサロン「あゆみ」へ、年4回（1回4名）職員を派遣し、園が有する専門性を地域に提供しています。 ・「中原区子育てネットワーク会議」に参画して、入園前の子どもを持つ保護者と一緒に各種の情報を掲載した「子ネット通信」を発行し、地域ニーズの把握に努めています。

評価分類 (1) 地域との関係が適切に確保されている。		A
・園の行事の開催時には町会の掲示板にポスターを掲示し、近隣の住民や見学者に向けて参加の呼びかけを行っています。川崎市保育会のポスターや「子ネット通信」にも園の案内を掲載し地域の方々や、関係者が容易に園の情報を入手できるようにしています。 ・中原区は待機児童も多いことから、保健福祉センター児童家庭課と連携をとりながら「一時保育」を行っています。6ヶ月～5歳児までのを対象とし、緊急の場合の受け入れを含め、ニーズに合わせた支援に取り組んでいます。 ・「保育相談」を実施しており、入り口のフェンスに案内板を掲げています。見学の折に相談を受けるケースが多く見られます。 ・ボランティアや実習生、中学生の職場体験を受け入れ、年間を通し大勢のボランティアが関わっています。職員はその意味を理解しており職員としての振り返りに繋げています。		
評価項目		実施の可否
①	地域社会に対して、開かれた組織となるよう、事業所に関する情報を開示している。	○
②	事業者が有する機能を地域に提供している。	○
③	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	○

評価分類		A
(2) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
・ 中原区幼保小連絡会や中原区認可保育園園長会に参加して、子どもを取り巻く地域の情報を入手したり、小学校訪問を行ったりして関係機関と連携を深めています。また園長会では当園園長が書記の役割を担っています。 ・ 丸子地区子育て支援推進委員会の子育てサロン「あゆみ」へ、年4回（1回4名）の職員派遣を行い、園の持つ専門性を地域に提供しています。 ・ 中原区子育てネットワーク会議」に参画して、入園前の子どもを持つ保護者と、各種の情報を掲載した「子ネット通信」発行に携わり、地域の福祉ニーズの把握に努めています。 ・ 下沼部小学校の「施設開放利用者団体」に登録して会議に出席し、小学校校庭の清掃活動も行っています。		
評価項目		実施の可否
①	関係機関・団体との定期的な連絡会等に参画している。	○
②	地域の関係機関・団体の共通の課題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○
③	地域の福祉ニーズを把握するため事業・活動に参加している。	○

<組織マネジメントに関する項目>

共通評価領域 7 職員の資質の向上の促進
(特に良いと思われる点) ・職員採用は財団法人川崎市保育会採用試験合格者の中から当園勤務希望者と面接して採用しており、有能な職員採用ルートを確認しています。必要な人員は年齢別園児数を基本としています。 ・職員の処遇面では、給与体系は川崎市保育会(50保育園が加入)の給与体系で行っています。 ・毎年年度初めに法人傘下3保育園の全職員を対象として、法人理念をもとに保育に携わる職員のあり方全般について、職員合同研修を行っています。 ・法人傘下3保育園全職員研修は年3回行い、その他毎年1月に全職員から次年度のチャレンジ目標を提出させ、2月にはそれに基づいて園長が職員面接を行い、職員の資質向上を図っています。

評価分類 (1) 事業者が目指しているサービスを実現するための人材構成となるよう取り組んでいる。	A
・職員採用ルートは、財団法人川崎市保育会採用試験合格者から当園勤務希望者と面接の上採用し、必要な人員や人員体制は、年齢別園児数を基本としています。 ・人事管理面では毎年1月に全職員から次年度に向けて今年度を振り返ってのレポートを提出してもらい、2月に園長が個人面接を行い、同時に次年度のチャレンジ目標も決めて、職員の資質向上を図っています。 ・コンプライアンス、規範、倫理等は就業規則内に記載されており、入職時研修により職員は周知しています。 ・給与体系は財団法人川崎市保育会規程の給与体系を用い、新任職員給与体系等の処遇は詳細に公開されています。 ・実習生受け入れマニュアルが整備され、受入れ、事前説明、オリエンテーションなどは主任が対応しています。年間30名程度を受け入れています。	
評価項目	実施の可否
① 必要な人材や人員体制に関する具体的な考え方が確立している。	○
② 具体的なプランに基づく人材の確保に取り組んでいる。	○
③ 遵守すべき法令・規範・倫理等を正しく理解するための取組を行っている。	○
④ 職員の育成・評価・報酬(賃金、昇進・昇格など)が連動した人材マネジメントを行っている。	○
⑤ 実習生の受入れと育成が積極的に行われている。	○

評価分類 (2) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		A
・社会福祉法人多摩福祉会新任職員オリエンテーション資料の「多摩福祉会職員心得」に、職員に求める基本的姿勢や持つべき心得を明示しています。 ・毎年度初めに行う「法人職員合同研修資料」の中に、子どもの年齢別保育方針と、年齢別保育の「職員に必要な知識」として明示して指導しています。 ・社会福祉法人多摩福祉会で、毎年度初めに3園合同で、年間の基本方針・目標に添って詳しい研修が行われています。 ・研修は多摩福祉会以外に財団法人川崎市保育会でも行っており、リトミック、手遊び、造形活動、ピアノ、体育指導などがあり、職員は招いている先生の技術を自分のものにする努力をしています。その他、神奈川県社会福祉協議会などの研修にも参加しています。 ・研修修了者はレポートを提出し、研修内容を職員会議で発表・報告しています。 ・研修結果の成果を見て次の研修計画に反映させています。		
評価項目		実施の可否
①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	○
②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	○
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	○

評価分類 (3) 職員の就業状況に配慮がなされている。		A
・有給休暇の消化率や時間外労働のデータは、園長・主任が毎月チェックしています。 ・職員の意向・意見や就業状況チェックの結果の分析、改善は、園長・主任が担当して、検討しています。改善を図る必要がある職員とは、具体的な職務について話し合ったり、仕事の仕方アドバイスを改善を図っています。 ・園長は職員とは年1回個人面談を行うほか、必要に応じて職員に声を掛け、話し合うようにしています。子育て中の職員には早帰りシフトで対応するなど、勤務状況に配慮しています。 ・今はカウンセラーはいませんが、必要なときは、研修講師として招聘した臨床心理士を紹介する用意があります。 ・園として公益財団法人神奈川県福利協会に加入しており、同協会が行っている福利厚生サービスを利用することができます。 ・園長・主任は常に職員の状態を観察し、必要があれば随時面接して悩みや相談事項を聴き、解決に向けて対応しています。		
評価項目		実施の可否
①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	○
②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	○

認可保育所 家族アンケート

対象事業所：多摩保育園

2013/7/12

●アンケート送付数（対象者数）（ 131 ）名

●回収率 69%（ 91 ）名

サービスの提供

利用者調査項目		はい	いいえ	どちらとも いえない	無回答	計
1	子どもが生活する保育室は、落ち着いてすごせる雰囲気を整えられていますか。	78 人	5 人	8 人	0 人	91 人
		86%	5%	9%	0%	100%
2	保育中の発熱や体調不良、ケガなどの対応、保護者への連絡等は適切ですか。	86 人	1 人	4 人	0 人	91 人
		95%	1%	4%	0%	100%
3	食事・おやつなどのメニューは、子どもの状態に配慮された工夫がありますか。	81 人	0 人	9 人	1 人	91 人
		89%	0%	10%	1%	100%
4	日々の保育の様子が情報提供されており、保育について職員と話をすることができますか。	72 人	5 人	14 人	0 人	91 人
		79%	5%	15%	0%	100%
5	季節や自然、近隣とのかかわりが保育の中に感じられますか。	86 人	1 人	1 人	3 人	91 人
		95%	1%	1%	3%	100%
6	各種安全対策に取り組まれていますか。	73 人	2 人	15 人	1 人	91 人
		80%	2%	16%	1%	100%

利用者個人の尊重

7	お子さんは保育所で大切にされていると思いますか。	80 人	2 人	8 人	1 人	91 人
		88%	2%	9%	1%	100%
8	職員はあなたやあなたの子どものプライバシー（秘密）を守っていますか。	82 人	2 人	7 人	0 人	91 人
		90%	2%	8%	0%	100%

相談・苦情への対応

9	保護者が子育てで大切にされていること等について、職員は話を聞く姿勢がありますか。	75 人	4 人	12 人	0 人	91 人
		82%	4%	13%	0%	100%
10	要望や不満があったとき、第三者委員（保育所外の苦情解決相談員）などに相談できることを知っていますか。	28 人	61 人	2 人	0 人	91 人
		31%	67%	2%	0%	100%
11	保育所は、要望や不満などに、きちんと対応していますか。	58 人	3 人	30 人	0 人	91 人
		64%	3%	33%	0%	100%

周辺地域との関係

12	周辺地域、関係機関と園との関係は、良好であると思いますか。	84 人	0 人	7 人	0 人	91 人
		92%	0%	8%	0%	100%

利用前の対応 【過去1年以内に利用を開始され、利用前に説明を受けた方に】

13	入園に際し保育所から受けたサービス内容や利用方法の説明は、わかりやすかったですか。	35 人	8 人	7 人	0 人	50 人
		70%	16%	14%	0%	100%

第三者評価を受審して

<受審動機>

保育をとりまく環境の変化に伴い、保育現場に於いての物的環境、人的環境を柔軟性を持って考えて行かなければならないと感じております。

今年度多摩福祉会法人では、第三者評価機関での受審実施を行い、公正な目で専門分野の方から客観的な評価を頂き、今後、子どもの最善の利益を求め子どもたちによりよい保育の提供をすると共に、質の高い保育者を育成し保育の専門職としての意識統一をして行けるように受審致しました。

<受審結果より>

結果については、公平な客観的な角度から保育園の現状を知る機会となり今後に繋げて行きたいと思っております。園内での周知事項、保育内容、保護者対応、職員同士の連携など、今後見直しをして行く良い機会となり、保護者の方のご意見も知り得る事が出来ました。多岐にわたり改善に向けて前向きに取り組みたいと思っております。

受審により、保育園の現状を再確認でき、今後の検討事案や、具体的な取り組み事項が明確になりました。

<今後に向けて>

第三者評価を受審と言う機会を今後の保育園を運営して行くにあたり私共の法人及び保育園、又自身の今後の在り方、向かうべき方向性を導いて頂ける結果へと繋がる事が出来ました。子ども達にとってより良い保育園、地域の中で、又、保護者の方と手を携えて子どもの育ち、成長を見守り、質の良い保育をして行ける様、前進して参ります。

第三者評価受審に際し、保護者の皆様にも、お忙しい中アンケートにご協力を戴きました事、感謝申し上げます。ありがとうございました。